

## 「生活クラブ生協愛知 ガバナンス基本方針」

生活クラブ生活協同組合は「生活宣言（ブランド・ステイトメント）と10のThink&Act」、「生活クラブの消費材10原則」において示しているとおり、情報開示に積極的に取り組んできました。この姿勢は、組合員主権による民主的な運営と、提携生産者との対等互惠の関係を築くことで、生産・消費・廃棄にいたるまで、自らの行動と他者との協同で生活をめぐる課題の解決をめざす実践から培ってきた価値です。

この価値にもとづく運動と事業の実践をより強めていくために、生活クラブ生協愛知（以下、愛知単協）のガバナンス基本方針を定めます。

ガバナンスを確立し有効に機能させることは、生活協同組合の社会的責任であるとともに、運動と事業、経営の効率性や透明性を高めることに資するものです。組合員主権にもとづき運営される生活クラブは、組合員・W.Co・提携生産者・職員等、さまざまな関係者からの信頼に応える\*1ガバナンスを整備し、生活協同組合としての社会的使命と責任を果たしていくとともに、法令および定款・規約・規則等を遵守する事業執行体制を構築します。

\*1「ガバナンス」とは、事業目的の遂行と健全な事業経営に向けて、各々機関組織が与えられた役割と責任に基づいて、適正な手段と方法によって意思の決定と事業執行が行われているかどうか、これを監視することで経営効率向上と事業経営全体を統治していく仕組みを内に持ち、かつその効力の状態を表す意味。

以下に、愛知単協の役職員が遵守すべき事項を定めます。

### 1. 民主的運営と対話の重視

- (1) 組合員主権にもとづく参加による民主的運営を愛知単協の運営の根幹とします。
- (2) すべての組合員に対して、積極的な情報開示や円滑な組織活動ができる環境の整備に努めます。
- (3) 総代会は、定款・総会運営規約にもとづき、適正に権利を行使できる環境を総代の視点に立って整備します。反対票の割合が一定の水準を超える場合は、原因の分析等の実施と対応の要否について検討します。
- (4) 組合員活動による建設的な対話・議論を促進するために、愛知単協の長期計画をはじめ、ビジョン・基本方針をわかりやすく提案し、総代の理解が得られるように努めます。

### 2. すべての関係者との適切な協働

- (1) 役職員は、運動と事業に関わるすべての関係者の立場や権利を尊重し、健全な事業活動を尊重する組織文化の醸成に向けてリーダーシップを発揮します。
- (2) ワーカーズ・コレクティブ（以下、W.Co）・提携生産者・外部委託会社とは、ともに協力して社会的責任を果たすために、公正かつ健全な関係の維持に努めます。
- (3) 職員に対しては、性別・年齢・人種・国籍・障がいの有無などの多様性を受容し、幅広い人材が個性と能力を発揮でき、個人的な属性による不平等が発生しないよう、採用や評価等の諸制度を適切に運用します。誰もが働きやすく、能力を発揮することのできる職場環境を整備します。

### 3. 適切な情報開示と透明性の確保

- (1) 運動と事業に関わるすべての関係者の理解を得るために、適切な情報開示の実現に向けて十分に配慮します。
- (2) 正確な情報を伝えるために、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載をすることに努

めます。

(3)法令に基づく開示以外にも、すべての関係者にとって重要と判断される情報を積極的に開示します。

(4)情報開示の公平性確保の観点から、重要な開示内容は理事会で確認を行ないます。

#### 4. ガバナンス推進に取り組む基本姿勢（\*<sup>2</sup>内部統制に関わる基本的な考え方）

\*<sup>2</sup>「内部統制」とは、組織のサービスの適正を確保するためのルール、システムをさします。組織がその目的を有効・効率的かつ適正に達成するために、組織内部において適用されるルールやプロセスを整備し運用すること、その結果確立されたシステム。

##### 1) 理事および職員の職務の執行が法令および定款等に適合することの確保について

(1)理事および職員は、法令および定款を遵守するとともに、生活クラブの10のThink&Act、ならびに「消費材」「エネルギー」「福祉・たすけあい」原則にもとづき、運動および事業活動に取り組みます。

(2)コンプライアンス基本規程にもとづき、役職員教育や相互コミュニケーションの場で常に法令および定款・規約・規則等の遵守の意識を浸透するための取組みを行ないます。

(3)監事会を設置し、愛知単協の活動および事業が法令、定款・規約・規則等に照らして適正に執行されているか、適宜必要な監査を実施します。

##### 2) 理事の職務の執行に関わる情報の保存および管理について

(1)愛知単協の事業および財務の状況に関する情報の開示について、組合員に対する説明責任の観点から、開示にかかわる基準・範囲・手続きを定め適切に運用します。

(2)「文書類管理規程」にもとづき、理事の職務の執行に関わる情報について、管理対象とする文書、保存年限、保存形態、主管部署および保存場所を明確にして管理します。

(3)「個人情報管理基本規程」にもとづき、事業活動上取り扱う重要な個人情報、守秘義務情報、機密情報を適正に管理する体制を整備します。

##### 3) リスク管理について

(1)理事および職員は、運動および事業活動におけるリスクを常時把握し、リスク回避またはマイナスの影響を最小限にするリスクコントロールを行ないます。

(2)理事は、職員のリスク感度の醸成と定着をはかるために、教育と行動提起を継続的行ないます。

(3)「BCP（事業継続計画）」にもとづき、災害対応に関する教育訓練を実施し緊急事態に備えます。

##### 4) 理事の効果的な職務執行の確保について

(1)理事会は「理事会運営規則」にもとづき、理事の職務執行が効果的に行なわれるよう業務執行・運営に関する重要事項を審議し決定します。理事および職員は、理事会決定にもとづき職務を遂行します。

(2)理事会のもとに政策会議を設置し、理事会ならびに機関会議に付議する事項の内容の精査と課題整理を行ない、理事会ならびに機関会議の議論を深めるとともに効率的な運営をすすめていきます。

(3)重要な単協政策および案件に関して、政策会議（必要に応じて経営会議）で検討し、理事会に付議する事項の内容を精査するとともに、合意水準の向上をはかります。

##### 5) 愛知単協における業務の適正の確保について

(1)理事および職員は、事業との関連性の大きい関連するW. Co（愛知W. Co連合会会員）の事業

に関する重要な方針・事業計画を共有し、相互の健全な発展を推進します。

(2) 単協事業との関連性の大きい関連W.Coへの役員、および要請に基づく候補者調整については、理事会で推薦者を決定し提案します。(W.Coでは、愛知単協における役員候補者調整結果を踏まえ、総会で役員選出する)

#### 6) 愛知単協とW.Co、提携生産者・配送委託会社との適正・公正な関係を築く基本姿勢について

(1) 理事および職員は、W.Co、提携生産者、配送委託会社と対等互惠・公正な提携関係を構築します。

(2) 連携・連帯・提携先の選定にあたり、生活クラブの運動と事業ならびに生活クラブの10のThink&Act、ならびに「消費材」「エネルギー」「福祉・たすけあい」原則の理解と賛同、自主基準の遵守、実績と信頼性等を総合的に判断します。

(3) 理事および職員は、すべての取引先と対等互惠の関係を尊重し、自己の立場を利用して金品や接待を求める行動や威圧的と受け取られる恐れのある行動・言動は決して行ないません。

(4) 取引先と相互に発展していくための適切な情報交換やコミュニケーションを行ないます。

#### 7) 監事の職務を補助する事務局体制について

(1) 監事による監査の実効性を高め、監査業務の円滑な遂行を確保するために、監事のサービスを補助する監事会事務局を配置します。

(2) 理事は、監事のサービスを補助する監事会事務局の配置にあたり、監事と協議しその意見を十分考慮します。

#### 8) 理事および職員の監事への報告について

(1) 理事および職員は、監事の要請に応じて、単協の事業執行状況等について報告します。

(2) 理事および職員は、職務執行に関する重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または機関決定に反する行動・言動等をはじめ、愛知単協に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告します。

#### 9) 監事監査の実効性の確保について

(1) 理事は、監事および監事会が毎年度策定する監査計画にもとづき、実効性のある監査を実施できる体制を整備します。

(2) 理事は、監事が理事会、その他の機関会議に出席し、必要に応じて意見を述べることできる態勢を確保します。

### 5. 改廃

「生活クラブ生協愛知 ガバナンス基本方針」の改定・廃止は、理事会の議決により行ないます。

以上

2025年2月20日

生活クラブ生活協同組合愛知

理事会制定\_\_

# 生活クラブ愛知におけるガバナンス体制

